

第3章
計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

こどもどもんなか 佐倉

のびのび育ち、笑顔咲く

「こどもどもんなか」は、「こどもまんなか」に「ど」を加えて、「よりこどもを中心に考えていく」、「より子育てをサポートしていく」という思いを表現しています。

サブタイトルの「のびのび育ち、笑顔咲く」は、ワークショップで高校生たちが重要視していた言葉です。「自由にのびのびと成長でき、笑顔が咲き誇るまち」という子育て・子育ての理想を表現しています。

また、基本理念は、子育て支援推進委員会での議論を経て決定しましたが、こどもの「やりたい」が実現できること、こどもたちを「みんなで育てていく」こと、すべてのこどもが「ひとりひとり」幸せになれる、そういった願いも込められています。

こども基本法の理念に則り、こどもの権利や尊厳を守り、笑顔や希望に満ちたウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)の達成を目指すという強い思いが込められています。



※「高校生ワークショップ」の様子(市内在住・在学の高校生)

2 計画の基本目標

こどもは、妊娠・出産・乳幼児期、学童期・思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、本計画では、ライフステージを通した重要事項へ対応ができるよう基本目標を設定しました。

(1) 安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち (こどもの誕生前から幼児期まで)

安全で安心な妊娠、出産環境を確保するとともに、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行います。

また、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期ですが、乳幼児の保護者には、こどもの発育・発達等に悩みや不安をもつ方もいらっしゃると思います。そのため、様々な子育てに関する悩みを保護者が気軽に相談できる公的な相談機関の充実を図ります。

相談機関を充実させ保護者の育児不安を解消させることに加え、乳児家庭全戸訪問事業や、子育てに関する講座・研修の実施により、行政と保護者や乳幼児と関わりをつくり、保護者同士の交流を図ることで、保護者を孤立させない、支援を必要とされる家庭の早期発見や対応につながる体制づくりを目指します。

(2) いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち (学童期・思春期)

学童期は、心身の成長とともに自己肯定感や社会性を育む大切な時期です。

また、集団生活で役割や責任を学び、協調性や自主性を身に付けます。安全で安心な環境で小さな失敗を経験しながら課題に取り組み、こどもたちが自らの自己肯定感を高められるよう安心・安全なこどもの居場所づくりやこどもの人権に関する啓発を推進します。

また、こどもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習や、多様で自由な体験活動、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

一方、思春期は、性的成熟と内面的変化が始まり、アイデンティティを形成する時期で、学校生活に関する葛藤や悩みも増える時期です。こどもが相談しやすい環境を整え

るとともに、いじめの防止や不登校等の児童生徒の対策にも力を入れ、こどもたちが自己肯定感を高め、環境の制約なく進路等を選択できるよう支えていきます。

(3) こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち (青年期)

青年期は、若者が心理的、社会的に発達し、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとする一方、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。若者が社会や人々との関係を築くことができるよう、ひきこもりの状態にある方も社会参加ができるようなサポート体制を強化します。

また、結婚を希望する人々へ、出会いや結婚に向けた支援を行います。

(4) こども・若者を温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち (ライフステージを通じたもの)

特定のライフステージではなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、貧困、虐待、障害・医療的ケア、ヤングケアラー、非行などを始め、困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援に、福祉、保健、教育政策において包括的に支援していきます。

また、多世代が地域でつながり、協力し合える関係性の中で、こどもが安心して健やかに成長できるよう、地域の力の向上を図ります。そして、こどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって最善の利益を考え、当事者の意見を政策に反映し、「こどもまんなか」社会の実現を目指していきます。

すくすく* コラム

「こどもまんなか、さくら宣言」

佐倉市では、令和6年11月にこども家庭庁と協力し、こどもまんなかアクションリレーシンポジウムを千葉県内で初めて開催しました。

佐倉市長が「こどもまんなか、さくら宣言」を行い、こども家庭庁の呼びかける「こどもまんなか応援サポーター」への参加を宣言しました。

「こどもまんなか応援サポーター」とは、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために、さまざまなアクションに取り組む団体や個人のことです。

佐倉市は、「こどもまんなか応援サポーター」として、引き続き市内の子育て施策を推進します。

こどもまんなか、さくら宣言

佐倉市は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、すべてのこどもたちが夢や希望を抱きながら健やかに成長し、幸せに暮らせる社会を目指します。

こどもたちの笑顔がより一層輝く未来を創るために、こどもたちの声に耳を傾けます。また、こどもたちの可能性を最大限に引き出すために、さまざまな主体と連携し、地域全体でこどもを育てる、温かい支援の輪を広げていきます。

佐倉市は、「こどもまんなか、さくら」を合言葉に、こどもまんなか応援サポーターとして、こどもたちの未来を共に築き、支えていくことを宣言します。



令和6年11月16日 佐倉市長 西田 三十五

3 計画の体系

基本理念

こどもどまんなか 佐倉
～のびのび育ち、笑顔咲く～

基本目標3 青年期

こども・若者が自ら考え行動し、
のびのび成長できるまち

【基本方針】

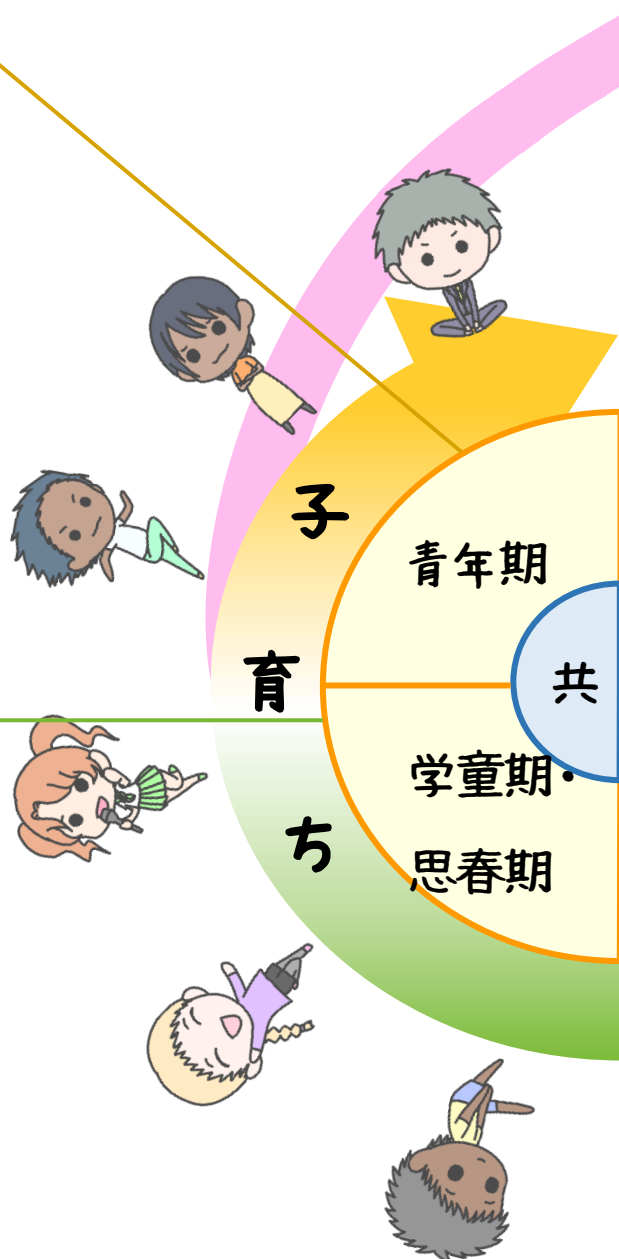
- (1) 社会参加・更正活動への支援
・・・P65
- (2) 就労及び結婚を希望する方への
支援・・・P67

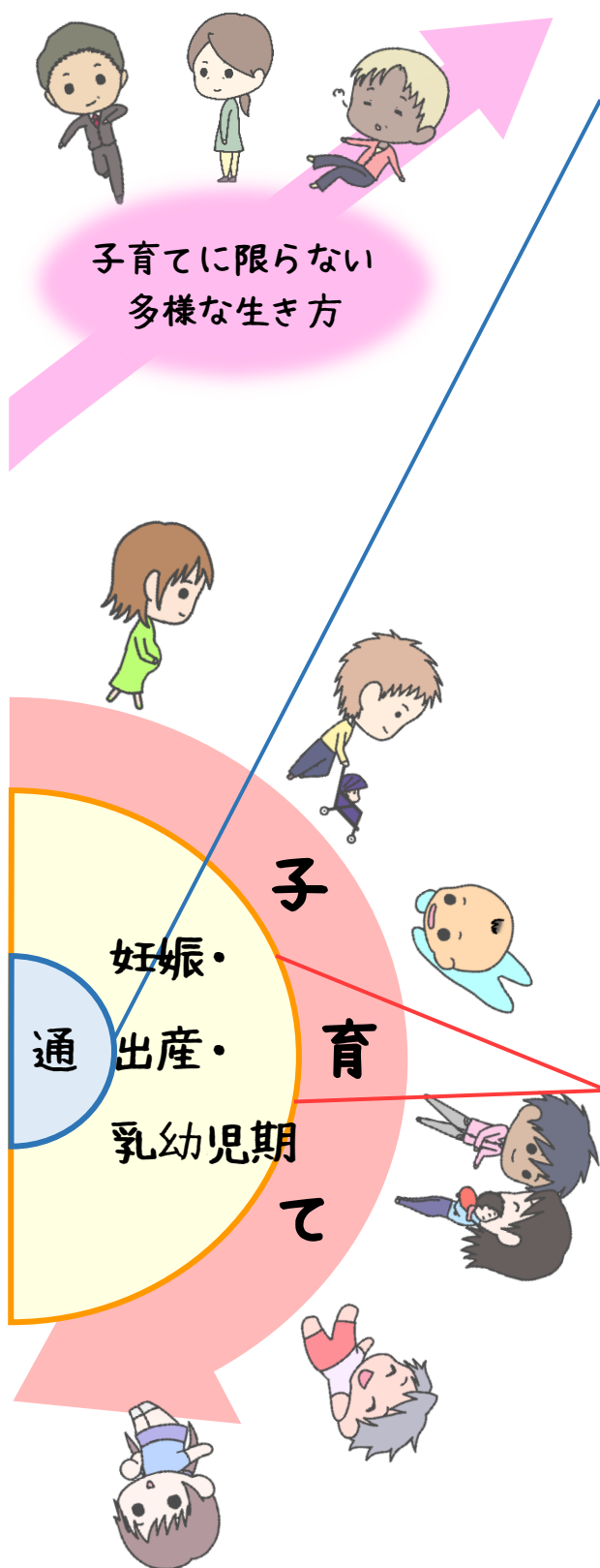
基本目標2 学童期・思春期

いろいろな経験・体験を通して
成長できるまち

【基本方針】

- (1) こどもの居場所づくり・・・P57
- (2) こどもの生きる力と
豊かな心を育む・・・P59
- (3) 社会を生き抜く力の育成・・・P61
- (4) こども・若者の健康と
安全の確保・・・P63





基本目標4 ライフステージを通じたもの

こども・若者を温かく見守り、
支えあい、ともに成長するまち

【基本方針】

- (1) 困難な状況にあるこども・若者
やその家族への支援・・・P69
- (2) 家族・学校・地域が協力して
子育てを行う支援の輪の拡大
・・・P71
- (3) すべてのこども・若者が広く
活躍できる機会づくり・・・P73
- (4) こどもの貧困対策・・・P75

基本目標1 こどもの誕生前から幼児期まで

安心して子を産み、明るい将来を
見据え、子育てを楽しめるまち

【基本方針】

- (1) 妊娠から子育てまでの
切れ目のない支援・・・P51
- (2) 教育・保育環境の整備・充実
・・・P53
- (3) すべての家庭が安心して子育てが
できる環境の充実・・・P55

4 施策の体系

【基本目標1】安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

基本方針	施策
(1) 妊娠から子育てまでの 切れ目のない支援	1 相談支援体制を充実させます。 
	2 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児期までの切れ目のない母子保健事業を推進します。
	3 安心できる小児医療の体制を維持します。
	4 安心して外出できる環境を整備します。
(2) 教育・保育環境の整備・ 充実	5 子育てを楽しめるよう交流・相談の場を充実させます。 
	6 質の高い教育・保育を提供します。
	7 仕事と子育ての両立を支援します。
(3) すべての家庭が安心して 子育てができる環境 の充実	8 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。 
	9 子育て世帯に対する経済的な支援を充実します。
	10 ひとり親家庭に対する支援を充実します。
	11 特別な支援や配慮が必要なこどもへの支援を充実します。

【基本目標2】いろいろな経験・体験を通して成長できるまち

基本方針	施策
(1) こどもの居場所づくり	12 安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。  (ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる)
(2) こどもの生きる力と豊 かな心を育む	13 こどもの権利についての理解の促進を図ります。 
	14 こどもの心を育てる取り組みを推進します。
	15 こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。
	16 家庭教育を推進します。
(3) 社会を生き抜く力の育 成	17 多様で自由な体験活動を推進します。 
	18 確かな学力の向上を図ります。
	19 スポーツ・文化・芸術活動を推進します。
	20 こども・若者の社会参加を促進します。
(4) こども・若者の健康と安 全の確保	21 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。 
	22 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。
	23 非行の発生を抑止し、安全な環境づくりを推進します。

【基本目標3】こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

基本方針	施策	
(1) 社会参加・更正活動への支援	24	ひきこもりの状態にある方を支援します。  重点
	25	若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援の充実を図ります。
(2) 就労及び結婚を希望する方への支援	26	出会いや結婚に向けた支援の充実を図ります。  重点
	27	若者の就労支援の充実を図ります。

【基本目標4】こども・若者を温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち

基本方針	施策	
(1) 困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援	28	特別な支援や配慮が必要なこども・若者への支援を推進します。  重点
	29	自殺対策を推進します。
	30	こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。
(2) 家族・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大	31	地域教育力の向上を図ります。  重点
	32	地域における子育て支援の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。
	33	青少年育成活動の充実を図ります。
(3) すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり	34	こどもまんなか社会を推進します。  重点
	35	外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。
(4) こどもの貧困対策	第5章を参照	

